



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|     |                         |                |   |
|-----|-------------------------|----------------|---|
| 692 | 血深井土地改良区の役員の就退任         | (農業農村整備課)..... | 1 |
| 693 | 血深井土地改良区の定款変更の認可        | ( " ).....     | 1 |
| 694 | 保安林の指定の解除               | (森林整備課).....   | 1 |
| 695 | 保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明 | ( " ).....     | 2 |
| 696 | 車両制限令による道路の指定           | (道路保全課).....   | 2 |
| 697 | 道路の区域変更                 | ( " ).....     | 2 |
| 698 | 道路の供用開始                 | ( " ).....     | 3 |

### ○ 警察本部告示

|    |                 |       |   |
|----|-----------------|-------|---|
| 32 | 一般競争入札による落札者の決定 | ..... | 3 |
|----|-----------------|-------|---|

## 告 示

### 和歌山県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 退任した役員（令和8年5月31日退任）

職名 氏 名 住 所

監事 山本二郎 西牟婁郡白浜町富田1031番地の1

#### 2 就任した役員（令和8年6月14日就任）

職名 氏 名 住 所

監事 本田禎一 西牟婁郡白浜町富田950番地の6

### 和歌山県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、血深井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

### 和歌山県告示第694号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上秋津字迫戸545の185、545の188、545の189、545の190
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第695号

令和8年和歌山県告示第646号（以下「告示第646号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 所在が不分明である通知の相手方  
竹内注助  
大方茂美  
新巳代治  
松尾敬一郎  
松尾太兵衛  
松尾市松  
新楠右エ門
- 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件  
告示第646号のとおり

## 和歌山県告示第696号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名       | 区 間                                    |
|-------------|----------------------------------------|
| 一般県道 秋津川田辺線 | 田辺市稲成町字新江原3150番地先から田辺市稲成町字南江原303番1地先まで |
| 一般国道424号    | 田辺市稲成町字南江原303番1地先から田辺市あけぼの1248番19地先まで  |
| 主要地方道 田辺白浜線 | 田辺市あけぼの1248番19地先から田辺市新庄町字名喜里1877番3地先まで |

- 指定する期日  
令和8年9月1日

## 和歌山県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 道路の種類 県道
- 路線名 海南金屋線

| 区 間                                           | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|-----------------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 有田郡有田川町大字上六川字鹿路293番1地先から同町大字上六川字下ノ段1038番1地先まで | 旧    | 7.98<br>} 75.95      | 158.12      |     |
| 同上                                            | 新    | 7.98<br>} 30.62      | 153.82      |     |

**和歌山県告示第698号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字上六川字鹿路293番1地先から同町大字上六川字下ノ段1038番1地先まで

供用開始の期日 令和8年8月4日

**警察本部告示****和歌山県警察本部告示第32号**

交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月4日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和8年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務・JECC/NECコンソーシアム  
（代表者）株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
（構成員）日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号

- 5 落札金額  
247, 493, 401円（うち消費税及び地方消費税の額22, 499, 400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和8年4月7日